

非行と児童虐待 ～児童相談所での支援～

令和2年度厚木市青少年問題協議会
令和2年6月25日(木)
厚木児童相談所
子ども支援第一課 新納拓爾

児童相談所について

- 児童福祉法で規定され、都道府県政令指定都市に設置義務がある相談援助機関。県内には14か所(神奈川県5か所、横浜市4か所、川崎市3か所、相模原市1か所、横須賀市1か所)。
- 児童福祉司、児童相談員、児童心理司、児童指導員、保育士、保健師、医師、弁護士ら多職種によるチームアプローチでの支援を行っている。
- 相談の受理→調査→診断→支援方針決定の流れ。
- 在宅指導の他、一時保護、施設入所措置等による支援。
- 一時保護所を併設している。

児童相談所における非行相談

○以前と比べると非行を主訴として相談の件数は減少している。
神奈川県児相での非行相談受付件数:H26 302件→H30 183件

○家族からの相談

○学校等子どもが所属する機関からの相談

○警察からの児童通告

○触法相談とぐ犯相談

非行児童にかかわる機関

○警察署、少年相談保護センター

○家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、少年院

○学校、教育委員会

○児童福祉施設(児童自立支援施設)

*主には上記の通りですが、背景に家族の問題を有する場合がほとんどなので実際には市の各機関も連携することが多いです。

児童自立支援施設での支援

児童自立支援施設：児童福祉法で規定された児童福祉施設。都道府県に設置義務。県内には3か所。全国58か所。

- ・県立おおいそ学園(男児)
- ・横浜市立向陽学園(男児)
- ・横浜家庭学園(女児)

○不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所(通所)させ、必要な指導を行い自立を支援する児童福祉施設。

児童自立支援施設での支援

- 施設内での子どもへの支援は、生活、学習、環境等すべてにおいて治療的である必要がある。
- 環境的には一部を除き施設内の生活ですべてが完結する環境。
- 愛情に満ちた家庭的環境の中での生活が重要という考えに基づいている。「育てなおし」。
- 入所している子どもは小学校高学年から高校生年齢。中学生が中心。
- 入所中に子ども、家族への支援を行い、地域に戻ることを前提として支援を組み立てている。

非行の背景にあるもの

- 子どもが起こす行動上の問題は、子どもが持つ気質的な問題、家庭養育上の問題、所属集団の中での問題が顕在化して現れた現象としてとらえることができます。
- 背景が同じでも子どもにより、表に出てくる行動上の問題は違うことがあります。非行、不登校、家庭内暴力等々。
- 児童自立支援施設に入所中の子どもの成育歴を調査すると、虐待的な環境で養育されてきたことが多いです(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待)。自己評価の低さ、自信のなさも特徴の一つです。

児童自立支援施設にいる子どもたちの思い

